

新居浜工業高等専門学校における名義の使用許可に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業への共催又は後援その他これに類する名義（以下「名義」という。）の使用許可に関し、必要な事項を定める。

(団体等の範囲)

第2条 名義の使用許可を受けようとする団体等は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の機関
- (2) 教育研究機関
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (4) その他校長が名義を使用させることが適当と認める団体等

(許可の基準)

第3条 本校が名義の使用を許可することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 本校の教育研究上有益であり、本校の発展に寄与すると認められること。
- (2) 主催する団体等が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適正であると認められること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。

(申請)

第4条 名義の使用を受けようとする団体等は、別紙様式1の名義使用申請書を校長に提出し、許可を受けるものとする。

(許可)

第5条 校長は、前条の申請書を受理したときは、第3条の規定に基づき内容を審査し、許可又は不許可を決定するものとする。

2 校長は、名義の使用を許可する場合は、必要に応じ、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 校長は、名義の使用を許可したときは、別紙様式2の名義使用許可書により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 名義の使用許可を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に変更があつたときは、直ちに届け出ること。
- (2) 事業に係る経費は、原則として主催する団体等が負担すること。

(許可の取消し)

第8条 校長は、次の各号の一に該当するときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があつたとき。
- (2) 本校が付した許可条件及び前条に掲げる事項に違反したとき。

(報告)

第9条 校長は、名義の使用を許可した事業が終了したときは、必要に応じ、主催する団体等に報告書の提出を求めることができる。

(事務)

第10条 名義の使用許可に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成25年6月18日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

(申請者)

団 体 等 名

代表者の職・氏名

住 所

電 話 番 号

印

名義使用申請書

下記のとおり新居浜工業高等専門学校の名義の使用許可を受けたいので、申請します。

記

名義の区分	共催 ・ 後援 ・ その他 ()
事業の名称	
開催目的・趣旨	
主催者名	
開催期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
開催場所	
担当者連絡先	
備考	

※以下の資料を添付すること。

- ・定款・会則等
- ・事業計画書, 又は事業の計画・内容が分かる資料
- ・その他 (ポスター, チラシ等)

(別紙様式2)

平成 年 月 日

殿

新居浜工業高等専門学校長

名義使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました名義使用の件について、下記のとおり許可します。

記

名義の区分	共催 ・ 後援 ・ その他 ()
事業の名称	
主催者名	
開催期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
開催場所	
許可条件	<ul style="list-style-type: none">・ 申請内容に変更があったときは、直ちに届け出ること。・ 事業に係る経費は、原則として主催団体等が負担すること。・